

油等の流出による水質事故への対応について

～ 事故時の適切な対応・水質事故の未然防止の徹底をお願いします ～

水質事故とは

- 1 定義 油や排水基準に適合しない排水が河川等の公共用水域に流出し、水環境を汚染すること
- 2 種類 油類の流出、化学物質の流出、河川の異臭・着色、利水の停止等
- 3 原因 貯蔵タンク等の操作ミス、貯槽・配管の腐食、排水処理施設の不具合等

水質事故時の対応

- 1 応急措置
⇒ 直ちに汚水等の流出防止（バルブの閉止、施設の稼働停止 等）を行うとともに、
拡散防止の措置（吸着マットによる回収、オイルフェンスの設置、土嚢で堰き止め 等）を講じる
- 2 関係機関への連絡
⇒ 直ちに市町村（環境担当課）又は宮城県（保健所）に連絡
油等の危険物の場合は、消防署にも通報
- 3 法に基づく事故状況等の報告
⇒ 以下に該当する事業者は、速やかに事故発生届出書（参考様式）を管轄保健所等へ提出
＊ 措置が不十分であると認められた場合は、応急措置命令が発出される場合があります。また、応急措置命令に違反した場合は、罰則が適用されますので、御注意ください。

どの施設から	何が・どこへ	必要な対応
特定施設 （水質汚濁防止法 第2条第2項）	①有害物質を含む水（健康項目、別紙） が公共用水域へ流出した場合又は地下 へ浸透した場合 ②排水基準に係る生活環境項目（BOD 等）について適合しないおそれがある 水が公共用水域へ流出した場合	→ ○施設設置者 ただちに引き続く流出又は 地下浸透防止のための 応急措置実施 +
指定施設※ （水質汚濁防止法 第2条第4項）	→ 有害物質を貯蔵、使用する施設、指定 物質（別紙）の製造、貯蔵、使用若し くは処理をする施設から有害物質又は 指定物質を含む水が公共用水域に 排出され、又は地下に浸透した場合	→ ○県知事への届出（仙台市 内の場合は仙台市長） 届出窓口：施設を設置して いる市町村を管轄する保 健所（支所）環境廃棄物班
貯油施設等 （水質汚濁防止法 第2条第5項）	→ 「油」の貯蔵、又は「油」を含む水の 処理をする施設から油を含む水が公 共用水域に排出され、又は地下に浸透 した場合 ○油：原油、重油、潤滑油、軽油、灯 油、揮発油、動植物油	→

※ PFOSやPFOAが含まれる泡消火剤を保有する施設（例：地下駐車場など）は指定施設となりますので、
泡消火剤の漏洩等の事故が発生した場合には、同様の対応となります。

なお、消火活動に伴い泡消火剤が公共用水域等に流出した場合は、事故に該当しませんが、流出状況
について、速やかに情報提供いただきますようお願いします。

水質事故の未然防止の一例

- 施設全般に係る適切な管理
 - ⇒ 施設や機器の破損、不適切な維持管理や作業ミス防止の視点も加味した施設及び作業管理の手順書の策定と事業場内での共有
 - ⇒ 機械類や薬品保管施設・貯油施設、配管や雨水溝等の定期点検・安全確認の徹底
 - ⇒ 油水分離槽・グリストラップ等のこまめな確認や清掃
- 適切な作業の実施
 - ⇒ 油や薬品類の取扱いに対する十分な注意喚起や従業員への周知徹底
 - ⇒ 細心の注意を払った上での給油や薬品の補給
 - ⇒ 不要となった油や薬品類の適正かつ速やかな処分
- 事故に備えた体制の整備
 - ⇒ 緊急連絡網の作成や備え付け、従業員への周知徹底
 - ⇒ 防液堤の設置や吸着マット等の応急措置用資材の整備
 - ⇒ 定期的な社内教育・訓練の実施

管轄保健所連絡先一覧

提 出 先	郵便番号	住 所	電話番号	所 管 区 域
仙 南 保 健 所 環 境 廃 棄 物 班	989-1243	大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224- 53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩 釜 保 健 所 環 境 廃 棄 物 班	985-0003	塩竈市北浜四丁目8-15	022- 363- 5506	塩竈市、多賀城市、 松島町、七ヶ浜町、 利府町、大和町、大郷町、 富谷市、大衡村
塩 釜 保 健 所 岩 沼 支 所 環 境 廃 棄 物 班	989-2432	岩沼市中央三丁目1-18	0223- 22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大 崎 保 健 所 環 境 廃 棄 物 班	989-6117	大崎市古川旭四丁目1-1 (大崎合同庁舎内)	0229- 87-8002	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石 巻 保 健 所 環 境 廃 棄 物 班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7 (石巻合同庁舎内)	0225- 95-1418	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気 仙 沼 保 健 所 環 境 廃 棄 物 班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目3-3	0226- 22-5127	気仙沼市、南三陸町
(参 考) 仙 台 市 環 境 対 策 課 水 質 係	980-0811	仙台市青葉区二日町6番 12号MSビル二日町	022- 214- 8223	仙台市

< 参考様式 >

事故発生届出書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

氏名又は名称及び

届 出 者 住所並びに法人に

あつてはその代表者氏名

(電話番号)

☐第1項(特定事業場)

水質汚濁防止法第14条の2 ☐第2項(指定事業場) の規定により事故の状況等について、

☐第3項(貯油事業場等)

次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
流出した油の種類・有害物質等の名称	
特定施設の種類	
事故発生日時	年 月 日 時 分
事故緊急通報の日時	年 月 日 時 分
△ 事故の発生の原因及び状況	別紙のとおり
△ 周辺の住民の健康又は生活環境への影響	別紙のとおり
△ 講じた措置等	別紙のとおり
事故処理担当部課名及び担当責任者氏名 (電話番号)	
※整理番号	
※備考	

備考1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面(設備や発生現場周辺図など、写真、表等)を利用すること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 対象項目・物質一覧

1 生活環境項目

項目	略記	基準値
水素イオン濃度（水素指数）	pH	（海域以外）5.8～8.6（海域）5.0～9.0
生物学的酸素要求量（mg/L）	BOD	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（mg/L）	COD	160（日間平均120）
浮遊物質（mg/L）	SS	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）（mg/L）		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）（mg/L）		30
フェノール類含有量（mg/L）		5
銅含有量（mg/L）	Cu	3
亜鉛含有量（mg/L）	Zn	2
溶解性鉄含有量（mg/L）	S-Fe	10
溶解性マンガン含有量（mg/L）	S-Mn	10
クロム含有量（mg/L）	T-Cr	2
大腸菌数（CFU/mL）		日間平均800
窒素含有量（mg/L）	T-N	120（日間平均60）
リン含有量（mg/L）	T-P	16（日間平均8）

（注） 1 生活環境項目の排出基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に
係る排水について適用する。

2 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水
に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に
限り適用する。

3 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外。

4 窒素含有量・リン含有量の基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域
に排出される排水に限り適用する。

2 有害物質（健康項目）

	有害物質	CAS番号
1	カドミウム及びその化合物	
2	シアン化合物	
3	有機リン化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	
4	鉛及びその化合物	
5	六価クロム化合物	
6	砒素及びその化合物	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
8	ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3

9	トリクロロエチレン	79-01-6
10	テトラクロロエチレン	127-18-4
11	ジクロロメタン	75-09-2
12	四塩化炭素	56-23-5
13	一・二―ジクロロエタン	107-06-2
14	一・一―ジクロロエチレン	75-35-4
15	一・二―ジクロロエチレン	540-59-0
16	一・一・一―トリクロロエタン	71-55-6
17	一・一・二―トリクロロエタン	79-00-5
18	一・三―ジクロロプロペン	542-75-6
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	137-26-8
20	二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）	122-34-9
21	S―四―クロロベンジル=N・N―ジエチルチオカルバマート （別名チオベンカルブ）	28249-77-6
22	ベンゼン	71-43-2
23	セレン及びその化合物	
24	ほう素及びその化合物	
25	ふつ素及びその化合物	
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
27	塩化ビニルモノマー	75-01-4
28	一・四―ジオキサン	123-91-1

3 指定物質

	指定物質	CAS番号
1	ホルムアルデヒド	50-00-0
2	ヒドラジン	7803-57-8
3	ヒドロキシルアミン	7803-49-8
4	過酸化水素	7722-84-1
5	塩化水素	7647-01-0
6	水酸化ナトリウム	1310-73-2
7	アクリロニトリル	107-13-1
8	水酸化カリウム	1310-58-3
9	アクリルアミド	79-06-1
10	アクリル酸	79-10-7
11	次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9

12	二硫化炭素	75-15-0
13	酢酸エチル	141-78-6
14	メチルーターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）	1634-04-4
15	硫酸	7664-93-9
16	ホスゲン	75-44-5
17	一・二・ジクロロプロパン	78-87-5
18	クロルスルホン酸	7790-94-5
19	塩化チオニル	7719-09-7
20	クロロホルム	67-66-3
21	硫酸ジメチル	77-78-1
22	クロルピクリン	76-06-2
23	りん酸ジメチル＝二・二・ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）	62-73-7
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフエイト（別名オキシデプロホス又はESP）	2674-91-1
25	トルエン	108-88-3
26	エピクロロヒドリン	106-89-8
27	スチレン	100-42-5
28	キシレン	1330-20-7
29	パラ・ジクロロベンゼン	106-46-7
30	N-メチルカルバミン酸二・セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）	3766-81-2
31	三・五・ジクロロ-N-（一・一・ジメチルー二・プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）	23950-58-5
32	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）	1897-45-6
33	チオりん酸O・O-ジメチルーO-（三・メチルー四・ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）	122-14-5
34	チオりん酸S-ベンジル・O・O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）	26087-47-8
35	一・三・ジチオラン・二・イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）	50512-35-1
36	チオりん酸O・O-ジエチルーO-（二・イソプロピル・六・メチルー四・ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	333-41-5
37	チオりん酸O・O-ジエチルーO-（五・フェニル・三・イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）	18854-01-8
38	四・ニトロフェニル・二・四・六・トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）	1836-77-7
39	チオりん酸O・O-ジエチルーO-（三・五・六・トリクロロ・二・ピリジル）（別名クロルピリホス）	2921-88-2

40	フタル酸ビス（二－エチルヘキシル）	117-81-7
41	エチル＝（Z）－三－[N－ベンジル－N－[[メチル（－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）	83130-01-2
42	一・二・四・五・六・七・八・八－オクタクロロ－二・三・三a・四・七・七a－ヘキサヒドロ－四・七－メタノ－H－インデン（別名クロルデン）	57-74-9
43	臭素	7726-95-6
44	アルミニウム及びその化合物	
45	ニッケル及びその化合物	
46	モリブデン及びその化合物	
47	アンチモン及びその化合物	
48	塩素酸及びその塩	
49	臭素酸及びその塩	
50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）	
51	マンガン及びその化合物	
52	鉄及びその化合物	
53	銅及びその化合物	
54	亜鉛及びその化合物	
55	フェノール類及びその塩類	
56	一・三・五・七－テトラアザトリシクロ[三・三・一・一三・七]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	100-97-0
57	アニリン	
58	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩	
59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩	
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	